

議案第 28 号

調布市公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 29 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

調布駅南公衆便所を廃止するとともに、公衆便所の供用の休止について定めるほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

調布市公衆便所の設置及び管理に関する条例（平成11年調布市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「に公衆便所」を「公衆便所（以下「公衆便所」という。）」に改める。

第2条の表調布市調布駅南公衆便所の項を削る。

第3条第3号中「公衆の利用」を「他の使用者」に改める。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（供用の休止）

第4条 市長は、公衆便所の補修その他の理由により、必要があると認めるときは、公衆便所の全部又は一部の供用を休止することができる。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条及び第3条第3号の改正規定並びに第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。